

令和7年度 二国間クレジット制度(JCM)の 更なる促進に向けたセミナー

民間JCM事業者が直面しうるリスクと契約書上で検討すべき事項

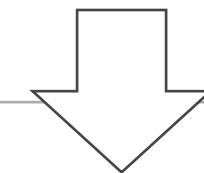
森・濱田松本法律事務所
弁護士 武川 丈士

2026年1月14日

民間JCM事業者が契約を締結するまでに検討すべき事項

JCM制度の理解・分析

- 民間JCM事業を行う際にはJCM制度の内容や固有のリスクを理解することが不可欠
- JCMクレジットの用途・その限界など
- GX-ETSの状況など



本日は割愛

パートナー国の法規制の検討

- 民間JCM事業には様々な法規制が関係してくる
- 法規制は事業の可否やストラクチャリング・契約内容にも影響する
- 法規制は国ごとに異なるが、どのような視点を持っておくべきかを理解しておくことが有益

事業類型・契約類型

- 民間JCM事業には様々な類型が考えられ、定型性が低い
- 契約作成・交渉の際の「考え方」「相場観」が整理されておらず非効率が目立つ
- 民間JCM事業にどのような類型があり、どういう考え方で契約すべきかについて整理を試みる

パートナー国における法規制の検討①

- 民間JCM事業はパートナー国において行われるため、当該国における法規制に従う必要がある
- 従来の補助金型JCM事業においてもこの点は重要であったが、民間JCMにおいては更に注意する必要がある
 - 補助金型では日本側の案件への関与方法が設備の供与・輸出に留まり、事業そのものは現地パートナーの責任で行っているケース多かった
 - 最近の傾向として、パートナー国がJCM事業を含むカーボン・クレジットに対する規制を開始・強化しているという情勢の変化
- どのような視点・観点により法規制を検討すれば漏れがないか？

1. パートナー国における事業規制

- 当該事業を行うためにパートナー国に法人を設立する必要があるか？
 - 多くの国では当該国において継続的に事業活動を行うためには法人の設立又は支店の開設が必要(Doing Business規制)
 - 補助金型JCMに多い機器を供与するだけの関与であればこの点は検討対象となっていない場合が多い。多くの民間JCM事業ではどのような出資割合で設立するかも含めた検討が必要。これにより外資規制の適用関係も変わってくる
- 外資規制の検討
- プロジェクト固有の規制の検討

パートナー国の法規制の検討②

2. JCM事業に固有の規制

■ JCM事業に固有の規制の有無について検討が必要

- これらの規制はパートナー国の国内法に根拠がある場合と、日本とパートナー国との二国間文書に根拠がある場合がある

■ 具体的には以下のような規制がありうる

- 相当調整を伴うカーボン・クレジットの発行プロジェクト(JCMもこれに該当)について、政府の許認可の取得を義務付ける、民間の取り分を制限する、税金・賦課金の支払いを求める国内法
- JCMの実施について当該国のかーボン・クレジット制度に基づいて行うべきとする規制(例:タイ)
- カーボン・クレジットの法的性質や誰がカーボン・クレジットを取得するかについて定める国内法(例:AWD案件で農民が持つ権利)

3. その他考慮を要する事項

■ 民間JCM事業は新興国で行われることから、特に考慮を要する事項がある

■ 贈収賄に関する事項

■ 人権に関する事項

- パートナー選定
- 特にAWDやREDD・植林案件などでは農民やコミュニティの権利・利益に対する配慮など検討すべき点が多い

事業類型・契約類型

■ 民間JCM事業で締結すべき契約についての「相場観」が存在しない理由

- 先行した補助金型JCMにおいては詳細な契約が締結されていない場合が多く、蓄積が存在しない
- JCM事業には多様な類型が存在する(機器・技術の供与→出資による事業遂行)
- 契約を検討する前提として、民間JCMにはどのような事業類型が存在するかについての検討が必要
- これまでの実務を観察すると**共同事業型**と**オフティク型**という類型が存在するように思われる

■ 共同事業型

- 日本企業がパートナー国(の)のパートナー企業と協働し、JCMに係る事業に関して単なる資金拠出に留まらず一定の役割を果たし、かつ、JCMに係る事業の成否についても一定のリスクを負担するという事業類型

- 資金拠出の方法としては、株式による出資による場合もあるが、出資以外の資金供与による場合もある
- 外資規制との関係で、日本企業が出資により事業へ関与することが制限される可能性がある
- 資金拠出を行う日本企業が案件に一定程度関与したり、リスクを引き受けることから、事業に対して一定のコントロールを及ぼし、ある程度詳細なモニタリングを実施することが合理的
- パートナー企業と役割の分担について定めた「共同事業契約」「Project契約」などの名称の契約を締結する場合が典型
- プロジェクトに関するリスク(タイムオーバーランリスク、コストオーバーランリスク、事業破綻リスク等)について事前に合意をしておくことが重要

事業類型・契約類型

■ オフティク型

- 日本企業がJCMに係る事業に関して果たす役割は原則として資金提供にとどまり、事業遂行そのものについては特段関与せず、かつ、JCMに係る事業の成否についても基本的にはリスクを負担しないもの
- オフティク型の原則に従う事業については、締結すべき契約は売買契約に近づくことになる(**オフティク型(売買型)**)。契約名称としては「売買契約」「オフティク契約」となることが多い。
- もっとも、オフティク型であっても資金拠出者がクレジット代金の全部又は一部を前払いするなどの方法により一定のリスクを取る場合がある(**オフティク型(リスク負担型)**)
- オフティク型(リスク負担型)において締結される契約の名称も「売買契約」「オフティク契約」となることが通常であるが、契約内容は売買契約と共同事業型の両方の要素を持ち合わせたものとなる

■ 事業類型の分類の限界と活用方法

- 実際の案件は様々であることから、どちらの類型に属するかを明確に区分できない場合も多いことに注意(例えば、何をもってオフティクが「リスクを負担した」と評価できるかは状況次第である)
- そのため、今回提唱した分類を演繹的にあてはめ、「この案件は○○型であるから契約内容は××となるべき」と論じることは適切ではない場合もある
- とはいって、デベロッパー(売手)と資金拠出者(買手)が契約上「何を要求することが合理的といえるのか」という点についての**議論の共通の土俵**(座標軸)にはなり得る ⇒ 単なる押し問答は避けられる

ご清聴ありがとうございました



パートナー
ASEAN総代表

武川 丈士

Takeshi Mukawa

1998年 弁護士登録
東京弁護士会所属

2006年 カリフォルニア州弁護士登録

03-5220-7763 (東京)
Direct +65 6593-9752 (シンガポール)
Mail takeshi.mukawa@morihamada.com

MORI HAMADA

略歴

- 2005年に京都議定書の国内法制化(温対法改正)のための「京都議定書に基づく国別登録簿制度の在り方に関する検討会」(環境省)に参画、その後、排出量取引制度の関する殆どの主要な公的検討に参加してきた
- 2010年に環境省中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会専門委員として排出量取引制度の検討に参画した
- JCM制度の開始に際して制度の検討及びJCM規約の作成に参加
- 2024年に経済産業省・環境省によるGX-ETSの国内法制化にかかる法的課題に関する検討会に委員として参加

専門知識・ノウハウ等

- 20年近く排出量取引に関与してきたこの分野の第一人者
- 排出量取引・CDM/JCMなどの案件実績多数
- シンガポール・ベトナムなどのオフィスなどの海外オフィスに所属し、海外事業にも通じる
- 排出量取引/カーボンクレジットに関わる公的な調査、法制化に際した検討に一貫して関与してきた法律実務家

経歴

東京大学農学部卒業、カリフォルニア大学デービス校ロースクール修了
三井物産法務部に出向(2003~2004年)
シンガポールオフィス共同代表パートナー(2012年~)
ヤンゴンオフィス共同代表パートナー就任(2014年~)
ベトナム総代表就任(2024年~)
ASEAN総代表就任(2025年~)

実績

民間企業による排出量取引、カーボン・クレジット取引に数多く従事してきたことに加えて、公的機関による調査報告・委託研究、公的機関による各種の制度検討に一貫して参加してきた。昨今は複数の民間JCM事業に関して助言を行っている

主な公的活動

- 経済産業省・環境省「GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」委員(2024年)
- 金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」メンバー(2024年)他多数

著書・論文

- 「EU排出量取引制度(EU ETS)—日本の制度設計に対する示唆」
(ジュリスト1602号、2024年)
- 「<論説>金融機関等によるカーボン・クレジットの取扱いに関する留意点」
(共著、金融法務事情2203号、2023年)
- 「温室効果ガス排出規制に基づく排出枠という概念」
(新民事執行実務No.9、2011年)
- 「地球温暖化対策としての国内排出枠取引-実務上の観点からの問題提起」
(Law & TechnologyNo.41、2008年)
- 「カーボンオフセットとは何か～排出権取引との関係と契約実務の留意点」
(ビジネス法務Vol.8 No.5、2008年)
- 「地球温暖化・排出権取引と企業」(月刊監査役No.538、2008年)
- 「排出権取引における実務上の諸問題」(Law & TechnologyNo.37、2007年)
- 「排出権取引に関する法的考察(1)～(3)」(NBL808～810号、2005年)

その他、著書・論文多数